

意見募集案件	北広島市個人情報保護法施行条例(骨子案)について
担当課	総務部行政管理課 電話 011-372-3311(内線 3502・3503)

意見募集期間	令和4年7月1日(金) から 令和4年8月1日(月) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(行政管理課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島7月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  北広島市役所3階 総務部行政管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要)、ファクス 011-372-3311、 電子メールアドレス: gyouseik@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和4年9月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページにて公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 令和5年4月から、当市の個人情報保護制度も、改正された「個人情報の保護に関する法律」にて取扱うこととなりますが、一部、条例に委任された事項のみ、「北広島市個人情報保護法施行条例」に規定することとなります。 つきましては、本条例(骨子案)に対する皆様のご意見をお聞かせください。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 改正法により委任された事項のみを補足的に定め、現在の条例に近い取扱いとなるようにします。骨子案の詳細は、別紙「資料」をご参照願います。 (3) その案の根拠となる法令の規定 「個人情報の保護に関する法律」 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 改正法で委任された事項を条例に規定することで、今後も、現条例に近い取扱いとすることができます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 改正法の下、全国の市町村において、条例が改正等される予定です。
対象となる政策等 の原案	・北広島市個人情報保護法施行条例(骨子案)
その他	・皆様のご意見を参考に、令和5年4月施行に向け、条例改正の手続きを行います。